

会 議 録

会議の名称	第7回小金井市立保育園の在り方検討委員会	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和7年2月13日(木) 午後7時00分～9時32分	
開催場所	市役所第二庁舎 801会議室	
出席者	委員	委員長 普光院 亜紀 委員 副委員長 渡邊 嘉二郎 委員 委員 大前 優香 委員 古山 幸恵 委員 尾高 真奈美 委員 田中 浩司 委員 八木 尚子 委員 水津 由紀 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 保育課長 中島 良浩 保育課保育係主任 松本 俊介 くりのみ保育園園長 前島 美和 わかたけ保育園園長 柴田 桂子 株式会社黒崎事務所 黒崎 晋司 株式会社黒崎事務所 田中 史志
欠席者		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	12人	
会議次第	1 前回までのまとめ<10分> (1) 会議録の確定 (2) 前回までのまとめ ・ 課題のまとめ 委員からの意見、「役割」のブラッシュアップ ・ 答申案の構成 ⇒各委員からのご意見(構成・課題・在り方) 2 【協議事項】役割実現に向けた課題及び在り方の整理・検討<95分> (1) 委員からの意見について(資料52)<25分> 8委員からの意見等 (2) 市立保育園の役割について(資料53) ※資料47の修正<10	

	<p>分></p> <p>委員長による修正案（役割1の修正、文言の整理・整備）</p> <p>(3) 答申案構成案について（資料54）※資料48の修正<10分> 構成変更の意見なし。内容について意見あり。</p> <p>(4) 答申案骨子案（たたき台）について（資料55）<50分> 多様な意見あり。方向性及び論点について議論</p> <p>3 【協議事項】第2回市民ワークショップの開催について<10分></p> <p>4 その他<5分></p>
<p>発言内容・ 発言者名（主 な発言要旨）</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>提出資料</p>	<p>資料52 第7回在り方検討委員会に向けた意見聴取まとめ</p> <p>資料53 小金井市立保育園の役割（案）</p> <p>資料54 小金井市立保育園の役割と在り方について（答申）構成案</p> <p>資料55 小金井市立保育園の役割と在り方について（答申）骨子案（たたき台）</p> <p>資料56 公立保育園と子育て関係施設の関係図</p> <p>資料57 第2回市民ワークショップ実施概要（案）</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>

第7回小金井市立保育園の在り方検討委員会 会議録

令和7年2月13日

開 会

○普光院委員長 第7回小金井市立保育園在り方検討委員会を開催したいと思います。欠席等についてのご連絡はいただいております。

それでは議事の1、前回までのまとめに入ります。

まず、議事録の確定ということで、前回の会議録については皆様からいただいている内容を反映し、委員長の確認の上で確定したいと思いますですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○普光院委員長 それでは、委員長にて確定した議事録については、事務局にて原則翌日にホームページにアップするという事です。また、意見シートについてですが、今回1件、委員長の判断として個人の批判が過ぎていると思われたものについて、配布しないと判断したものがございましたのでお知らせいたします。

では次に前回までのまとめに入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 前回までのまとめですが、前回は、委員から役割と課題について事前に意見をいただきまして、4つの役割を資料47としてブラッシュアップいたしました。また答申の構成案についてお示ししまして、構成案と課題と在り方として答申に記載する内容について各委員からの意見をいただくこととなりました。本日はいただいた意見を踏まえて、役割や構成案のブラッシュアップ、それから構成案を具体化した骨子案についてご議論を進めていただければと考えてるところです。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

では、議事の2の協議事項、役割実現に向けた課題及び在り方の整理検討に入りたいと思います。お忙しいところご意見を出していただきましてありがとうございました。

まず事務局から説明をお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 資料52から56についてざっと説明させていただきたいと思います。その上で、次第にございますとおり、(2)から(4)という形で3つに分けて、ご議論いただくのがいいかなと思っております。

まず資料52をご覧ください。8名の委員からご意見をいただきました。ありがとうございます。

まず構成案や全体に関する追加・修正のご意見としては、渡邊副委員長、水津委員、八木委員、大前委員からいただいております。渡邊副委員長からは、公立と民間保育園の認識の違いがありそれは情報共有の不足から生じていること、それからグレーゾーンという表現についてのご意見をいただいております。水津委員からはご覧のとおり、わかりやすくというご意見、八木委員からは、はじめから2までの部分をコンパクトにということと、特徴等の言葉の書き分け、それから、大前委員や田中委員からも同様のご意見をいただいておりますが、図をいれたらどうかというご意見をいただいております。大前委員からは、大きい論点として1ページの下のところになりますが、まず役割の実施内容として、「障害児保育」と「保育の質の標

準化」を追加したらどうかということと、5つ目の役割として、地域の保育関連施設・機関との連携の幹事園・実施モデル園としての機能を追加したらどうかというご提案があったところです。こちらについてはこの後の(2)の役割についてのお話と関連するかなと思っております。

2ページ中ほどご覧ください。4の課題の部分、それから5の在り方の部分に盛り込みたい内容ということで、渡邊副委員長、水津委員、八木議員、大前委員からご意見をお寄せいただいております。渡邊副委員長からは、保育理念の構築、柔軟な発想と組織運営と2つの課題を提示いただき、その対応策として、小金井市中心ながら保育園の実現、制約条件下での最適解の追求ということで、ご意見をいただいております。水津委員からは、夢のある内容にと前回発言されていることに関連して、追記、明記する必要がある内容等についてご意見をいただいております。八木委員からは、市立保育園の役割を考えたときに、5園すべての存続とは直結しないように感じているということと、スクラップ&ビルドの考えが必要ではないかのご意見をいただきました。大前委員からは、市立保育園の4つの役割についてのご意見、それから、課題と対応策について、5つの課題の試算をというご意見をいただいたところがございます。本日のこの後の議論では、骨子案をまとめていくための必要な論点や資料についてもご意見をちょうだいできればと思っております。

まず資料52についてはこのとおりでして、この後各委員から補足のご説明をいただければと思っております。

資料53に移らせていただきます。前回の資料47の役割について、委員長から修正案をちょうだいしました。前回の八木議員の促すという表現が強すぎるというご発言を踏まえて地域の連携、それから推し進めると役割1の方で表現を変えています。それから表の中の真ん中、目標欄と、右の欄の具体的な内容案というのが重複してる部分をかき分けていただき、文章を整えていただいております。(2)のところで、委員長から補足のご説明をいただければありがたいです。

資料54は、資料48、構成案の修正案になります。構成案については、変更のご意見は特になかったと事務局としては認識しております。その上で、吹き出しをつけさせていただきましたが、内容についてご意見をお寄せいただきました。こちらは資料55の骨子案に繋がるご意見と理解しておりまして、(3)のところで、補足があればお願いしたいんですが、基本的には(4)の骨子案についてご議論いただければと考えております。

資料55は、答申案前半の骨子案であります。(4)のところで改めて触れさせていたきたいと考えています。

資料56は委員長からの提出資料でございます。大前委員、田中委員が作成されたものや、図での表現が必要だという八木委員のご意見も踏まえ、作成されたものでございます。こちらの方も、(4)のところでご説明をいただければありがたいと考えています。

雑駁ながら、資料についてのご説明は以上となります。

あとは必要に応じて、この後、資料52についてご意見をお寄せいただいた各委員から補足の説明がいただければありがたいです。

以上です。

○普光院委員長 資料53と資料54というのは、前回までの協議の内容を反映したもので、この内容が資料55に反映されております。つまり資料53と資料54がこのような形で修正されてるということを見ていただいた上で、実際の検討は資料55をもとに行うのが良いのではないかと考えております。資料53は、前の委員会からどのような変更が加えられたかの途中のプロセスを表して、実際には、さらにわかり

やすく見やすくしたものが資料55に入っているということになります。

ここからは、まず資料52についてそれぞれお寄せいただいたご意見について簡潔に補足等をお願いします。

○渡邊副委員長 この委員会のルールとして、A4 1枚で提案するというのを申し合わせております。かなり長く書きましたがA4 1枚に納めるために短くしましたので、補足の説明をさせていただきたいと思います。

資料48の構成案たたき台の全体に対する修正について1章の(1)で、前回はいろいろな対立、特に民間と公立保育園対立がある中、民間園、公立園、どちらも頑張ってきた実績を記載するべきであると申し上げましたが、ここについては、むしろ、現在における保育の状況を記載するのが良いのではないかと思います。

実は私の娘、孫は公立の保育園に入れませんでしたし、民間園にも入れませんでした。幼稚園も民間で、結局会社を辞めざるをえないという状況で、それが今でもちょっと苦しいって僕に言います。言われても困るのですが。ところが、現在は、公立、民間共に定員割れしている状況まで来ています。それが現時点の到達点だろうと思っています。ただ、到達点というと最終的なゴールは何かということになるわけですが、保育の最終的なゴール、これがわからないのです。ただ、この委員会としては、保育の充実、質の向上ということについて議論していて、それは次の到達点、目標としては適正であろうと思っています。まず、そういう意味で、今までの経緯を含めて、公立園、民間園ともに、頑張ってきてここまで来ているということは、しっかりと主張すべきだとすることを改めて申し上げたいと思います。

次の論点で、グレーゾーンという言葉について、私はこだわっていてあまり使いたくないと思います。書籍や医学の分野ではこの言葉はよく使われているようですが、昔は、チェアマンという言葉が当たり前に使われていましたが、欧米に行くと、チェアマンというと差別用語だと言われます。チェアパーソンという言葉になります。近い将来、多分グレーゾーンというのと同じような扱いになると思っていて、その言葉は使いたくないということです。それには、ある意味があつていわゆるグレーゾーンといわれる人たちについては、ある個性を持っていて、それは特徴であつて、その特徴を活かすべきだと考えます。彼らの個性を見つけ出すべきとの、種のこだわりを持っています。一般のいわゆる健常者についても同じことが実は言えて、議論の中で、保育や教育、「育」という言葉を使っているわけですが食育や体育、徳育、知育、いろいろと「育」という言葉を使っていますがその中で「学育」学ぶに育という言葉を一つのキーワードにしたいと思っています。というのは、学ぶのは子ども自身、主語は子どもです。育つというのも子どもです。ところが教育とか、保育というと、大人が子どもを教えるという観点になってしまっていて、そうではないだろうと、子どもがみずから伸びるような環境を大人が作るべきだろうという、そういうポイントにこだわりを持っています。最近、このことに関しエージェンシーという言葉が、どうも流行っているようしです。要するに子どもたちの全体の自立する能力を育成しようということです。このグレーゾーンという言葉に引っかかったのはいわゆるグレーゾーンの子どもだけではなくて、一般の子どもについても、みずから学び、みずから育っていくというそういうことが重要ではないかと思いません。小金井の長期計画では、既にそういう言葉が使われています。子どもがみずから学ぶとか、長期計画の3つの分野で学育に近い概念が述べられているので、このことは一つのポイントになるのではないかと思います、付け加えさせていただきました。すみません、三分という決まりなのに長くなりました。

○普光院委員長 ありがとうございます。

それでは大前委員、お願いします。

○大前委員 私からは資料の追加をしていますが意見提案シートに実践モデルという言葉にすると、民間園の方が下に見られているようで、嫌な気持ちになるというようなことがあって、それもそうだなと思ったんですが保育のスタンダードとして、最低限という意味になっても嫌だなという思いがあって、また資料55の方で補足するんですが、保育所保育指針や保育の質のガイドラインに準拠したスタンダードな保育を実践するというのと同時に、教育機関等と連携して先進的なモ保育の実践モデルとして存在するということが役割に入れられるといいのかなと思いました。あと5つ目の役割に関しては、田中委員と八木委員からの意見で、つなげるという役割を図の中に落とし込んであるので、5つ目の役割として明記しなくてもいいかなと。ネットワークを構築して、地域の保育関連施設と連携を図っていくというところはつなげるという中に含めていただいたので、なくてもいいかなと思っております。あと、5つの課題に関して園舎の老朽化とか保育定員の適正化などを、在り方としてもっと入れるのであれば、具体的にどれぐらい自治体経営の観点として、市の財政を圧迫しているのかや、財政効果はどれぐらいあるのかとか、そういうところも明記していただけたらなと思いました。障がい児だけではなく、インクルーシブ保育を行うにあたってですが、障がい児に関しては医療的ケア児支援法が令和3年に発足されてどこの自治体でも、同じように必要な支援を受けられなければならないということが明記されていますので、今後の保育園の体制について、資料55の方になってしまいますけれども、市立保育園の配置基準というところで、障がい児であったり医療的ケア児が必要な数しっかり、支援を受けられる体制を、民間園と協力して、実際に対応をできる数を適正にしていきたいなと思っています。

公立保育園の適正数に関して算出したんですけども、ざっくりしているところもあったので、別途資料をもう一度作り直して、提出したんですが、もう一度作り直したので、それに関しては、また次回の委員会のときに間に合うように資料を提出していただいて、皆さんは、どれぐらい障がい児の発生、全国の発生数と実際の小金井市の障がい児の数等を含めて、認識していただいた上で、保育園の適正な数を把握していただけるように、資料を追加しているので、また次回に、見ていただけたらと思います。あとは、発達障がい児の支援数が増加しているので、そこに関してですが、児童数の減少で民間園の定員割れは起きていますが、障がい児の支援数が増えているので、加配の対応を増やしていかなくてはいけないということが問題として挙がってくるかと思っておりますので、そこは定員割れの状況等も含めて、障がい児の発達支援について障害児の児童数の増加というところに問題として追加していただきたいと思っております。

○普光院委員長 問題というのはどこの部分のことですか。

○大前委員 資料55に基づいて言ったらいいですか。資料がいっぱいあるので、どこに基づいて話したらいいかなと思っていました。

○普光院委員長 それでは後半でお話しいただくことにしましょう。

○大前委員 そうします。その他は、お伝え出来たと思うので、以上です。

○堤子ども家庭部長 ご意見を出していただいた全体の構成についてと課題・在り方についてのご意見をご紹介しましたが、その他のご意見については、古山委員、尾高委員、田中

委員、あと普光院委員長からもご意見をお寄せいただいておりますこと後触れようと思っております、ご紹介できておりませんでした。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○古山委員

なぜか今日、緊張してるので、何かわかりづらい点等があればご指摘ください。資料52の11ページ目からが出したもので、ただ、これは見やすさ重視で、もともとあった資料53の役割のところ、これを追加した方が良いのではないかと、ここの表現を変えたほうが良いのではないかと、赤字で書いていたものになるので、この白黒の資料だとわからないんですけども、データの方でご確認いただければと思います。

言いたかったことは、一言で言うと、資料52の水津委員のご意見を見て、そうそう思ったんですけども、市立園は通常の保育以外の人員が必要であると書いていらっちゃって、私はここではそれをさらに具体的に書いたんですが、例えば12ページの役割3のところ、乳幼児健康相談、のびのび広場相談を公立保育園で実施、健康課との連携というように、すごく具体的なアイディアというか、選択肢の1つとして書かせていただきました。13ページのところ、基本的な考え方を書かせていただいたんですが、公立保育園の保育士も保育従事をまず原則とする。ただやはり今回、様々な役割を整理をしていて、特に手を伸ばすというところは、やはり保育士とは別の人材というのが必要だと思っています。この13ページのところ、公立保育園を基幹園と書いてあるんですが、メールの本文に実は補足させていただいたんですが、私、基幹園という言葉は、合っていないと思っているんですけども、私の持っている語彙の中で良いものが見つからなくて、このような書き方をしています。ただ、何が伝えなかったのかというと、どういう区分けになるかわからないのですが、公立保育園がその地域でこの4つの役割を進めていく立場という意味で書かせていただきました。私が書いた内容はかなり具体的だったので、その具体のレベルをここで話をするのかといたら、そうではないとも思いつつ、1つの意見として出させていただいています。ですので、まずは公立保育園保育士は、保育に専念するとともに、地域の連携というところに特化した保育士だったり、あるいは今いるリソースを活用するということで、健康課とも連携をして、保健師さんに、常駐は難しくても、公立園に来てもらって、活動していただくということもできるのではないかと思います、書かせていただきました。背景として、私自身、産休中に、のびのび広場相談を使いたかったけれども、なかなか行きづらかったという経験だったり、あるいは、それが市内の公共施設で行われていて、結局保育園に行った後になると、すごくそこが分断されたように感じたというか、もうそこに足を運ぶことは二度となくなったといいますか、もっと公立保育園の場所を活かすことで、そこで何か相談事とか悩みがあったときに、健康課だけでキャッチをするのではなく、園庭開放とかとセットで、手を伸ばすというところのキャッチアップをしやすい環境を作れば良いと思っておりました。

あとは参考というところになるんですが、15ページの下段以降、諮問を見直したときに、近隣自治体等における事例も踏まえたという文言もあったことを改めて確認をし、委員長のご経験からだったり皆さんのご経験の中で、他の市区町村の話については、今まで何回も出てきたと思うんですが、近隣自治体という形で、何か向かい合う場面があったかと言ったら、私の中では思い当たらなかったもので、自分なりにとにかく隣接しているところです。全体の人口などはあまり見ずになんですが、これは今年の1月1日の0歳から5歳の人口に対して、今、この小金井、小平、西東京、三鷹、武蔵野で公立保育園が幾つあって、1園当たり何人をカバーしてるのかというのを、リスト化してみたものになります。これを見ると、5園あっても

小金井市はあまりカバーできてない方になるんだなというのが、見えてきたと思っています。

あと後ろのところは、これも白黒だと、もう何が何だかさっぱりわからないのですが、皆さんにはデータで共有されているので、そこで見ていただければなと思っています。ここで一言だけお伝えをさせていただくと、園庭開放等のみんなであそぼう保育園事業について、これは小金井市のホームページを確認したので、今、ホームページには1月から3月の3ヶ月分しか載っていないので、年間で見たら、ここに印がついていないけど、やっているという園もあると思っています。あくまでここでは1月から3月のものを基にしているというところを、お伝えをしておきます。改めて見ると、今、園庭開放をやっているところは、結果的に基準を満たした園庭を持っているところが、園庭開放をやっているというところも、この3ヶ月というところでは見えてきました。あとは、どこのエリアでどのぐらい園庭開放やっているのかというのは、こちらのものを見れば、わかるので、今後の参考になるかと思ひ、今回、自分なりに確認したことの共有というところを出させていただきます。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

今、大前委員と古山委員からたくさんのご意見をいただいたんですが、役割のことについては、今まで表で言葉を固めてきたという経過があって、それが骨子案たたき台の方にまずは載る。特に古山委員からいただいたご意見ですが、役割についてかなり書き足していただいていると思うんですが、これがそのまま、骨子案に入るということはすこし考えにくいです。ただ、骨子案のこの表だけポンと置くわけではなく、それぞれの役割について当然、説明をすることになるので、そこで具体例という形で触れる際に、古山委員ご意見を取り入れながらという形になるかと思っています。

あと公立に望まれてる地域の役割みたいなものをどんどん載せていってしまうと、10年経っても実現しないプランになってしまうので、できればこの答申が出て、それに沿って行政が動き出したときに、数年で実現できるような範囲に内容をまとめていければと考えています。夢物語を書いているということにならないようその辺は気をつけたいかなと思っています。

それでは尾高委員、お願いします。

○尾高委員

私は本当に簡潔にお話しさせていただきます。

現実的なものを書かせていただいた中で、先ほど古山さんからいろいろとお話がありました。私もやはりある程度保育士さんの人数の担保というのは必要で、バックヤードではないですが、何かあったときに、そこをすぐにカバーできるような体制は必要だと思っています。その中で一番重要なのは児童、保護者の命と安全の確保。これは何にも増してだと思ひますので、まず公立保育園でそれを行う。本当は民間園もすべてやっていただくということですが、まず公立からということは大それたことだと思ひましたので、公立が率先して職場環境の改善を、モデルとしてと言ったらおかしいかもしれませんが、やっていく。保育士の負担軽減がやはり職場改善、環境の改善に繋がる。また、保育士の、さっき言ったバックヤードではありませんが、担保にも繋がるのではないかと思っています。

4番の公民官の連携、私はあくまでも公立保育園は行政機関の施設の1つだと思ひていて、行政は官だと思ひています。なので、ここで公民官の連携と書きましたが、その行政からおりる、官からおりる情報と公や民から上がる情報の共有という

意味で、私も基幹園という言葉を使ってしまったんですがいわゆる中間地点に公立保育園がなれば良いなと思い、記載させていただきました。

○普光院委員長 ありがとうございます。

1つ、基幹園という言葉はどうするかという話になっていますが、1つの言い方として、地域のネットワークを進めるというような意味では幹事園という言い方もあるという話は、これまでの議論で出てきております。あとは国の研究会のところでは拠点という言葉がありましたが、地域の拠点と言っていいのかどうか。幹事園とするか拠点とするか、吟味をしていく必要があるかと思います。部分的に触れさせていただきました。

それでは田中委員お願いいたします。

○田中委員

私からは新しい点というより、これまでの議論を整理させていただいて、視覚的にわかりやすいものを作ってみてはどうかと思ったので、提案させていただきました。今、お話にあったように、公立保育園は行政機関でもありと普光院委員長もおっしゃっていましたが、そこを中心にしながら、この4つの役割をしっかりと位置付けていく。八木委員のご提案なされたまなぶ、取り組むをひらがなにしてみましたりなど、失礼だとは思ったんですが。それぞれの言葉を配置して見たときに、ああなるほどそういう意味を持つてんだということが非常によくわかった。公立保育園を中心に置きながら、その役割というのを図示したというのがこの資料の意味になります。私も書いてみてわかってきたのが、保育実践に資する機能ということと、住民生活全体に資する機能。私の中で保育実践というところが頭にあったんですが、住民生活の基盤を作るということも、公立保育園の役割の1つになりうるといことがわかったということは、私も理解が深まったと感じています。この循環というか4つの役割がうまく機能していくことが小金井市の魅力を発信するということにも繋がるし、ひいては民間も公立も保育士不足というのがありますので、その保育士に対して小金井で働く魅力を発信していくことにも繋がるだろうというところ。地域住民生活全体というところに関しては、少子化対策というところと大げさかもしれませんが、今回の機能の少し発展版のような形で書かせていただいて、もっともっといろいろなものが、機能として持ちうると思います、少し抑制的に書いたというところがあります。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

実は図に関しまして私は、今回、別の資料でお示しをさせていただいております。といいますのは、今回、田中委員に提示いただいた図については、非常にインパクトがありました。ただ、連携機関や民間園の表し方が私の目から見ると少し違うのではないかと思ったので、後で説明いたしますが、資料として用意させていただいております。ただ、この田中委員の提示いただいている図のように、小金井市の子どもや子育て家庭全体を支える公立保育園というイメージを、整理して図に表して、それを未来に向けて、発信していくような書き方というののもいいのではないかと思いますので、そこについても検討していく必要があると思っています。

それでは、八木委員、お願いします。

○八木委員

私も今までの議論をもとにまとめてみたい考えていましたが、田中委員のこの素晴らしい図を見て、もう圧倒的にこれだという感じでした。要するに、今までの議論って、結局こういうことなんだなというのが、1発で見えると感じています。

学ぶということに関しては、長い歴史の中でいろいろな軌轍があったということはこの委員会の中で学ばせていただきましたが、確かに民間園とか公立園とか、どっちがどうかという話ではなくて、民間園こそ、いろんな形で、研究したり、新しい保育のやり方などを勉強されているので、それはもう当然、どこのレベルでも勉強になるものというのは、どこの園も持っていると思っています。そこを勉強して、この園では、これができる。例えば、障がい児の対応や、医療的ケア児でもいいのですが、私の園だったらこうする、私のところだったら、これはできないけどこれはできる。そういうネットワークを作るというのが、学ぶというところの目的なので、幹事園とか機関園とかそういう言葉はあるんですけど、使う言葉はともかくとして、イメージ的にはコーディネートをするという、それだけではないかという気はしています。民間園の中でも、この園でできること、できないことがあって、それは公立園でもそうだと思うのですが、できるところは特化し、できないところはどこかが補うという、ただそれだけかなと感じています。

1つ、皆さんのご意見を見て、なるほどと思ったところで、付け加えたいと思うのは、手を伸ばすということなんです。確かに手を伸ばすというところで今小金井市においては、障がい児保育の実績率は非常に低いという意見があって、そこは確かに底上げをしたいと思っているのですが、私が持っている手を伸ばすのイメージは、普通のご家庭なんだけれども、小さな小さな相談ごと、先ほど古山委員がおっしゃったように、これはどこに相談すればよいのか、相談するべきことではないのかも。同じように悩んでる保護者がいて一緒に話しができるような、そういうひろば的なものということにも、ぜひ手を伸ばして欲しいと思っています。そうなってくると、ここの議論でもあったと思うんですが、先ほど委員長もおっしゃいましたが、公立の役割にどれもこれも盛り込んでいくのは大変難しいかなと思います。公立の場合は、それに特化したセンター的なものを1つ作ることができるのではないかとはいっています。要するに、いろいろなところから吸い上げたり戻したり、どこがどう足りないのかとか、どことどこのネットワークを作っていくといいのかということも専門にする、役割を担うということが公立ならできるのではないかとはいっています。民間では、センター的に全部を網羅して担うことはできないので、やはりそれは公立としての役割の一つかなと思っています。なので、幾つかある大きな組みかえの中に、1つだけ特化したセンターみたいなものがあるっていうのもいいかなあというのを、今回皆さんのご意見を見させていただいて、自分の意見をまとめつつ、そのことを感じました。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

難度の高い保育を率先して担う、の中に書かれている障がい児の保育というのは、在園児に対する支援ですけれども、おっしゃったのは、この役割3の地域の子育て家庭の支援の中に、そういう支援ニーズを見つける、把握するというところをもっと書き込んだらどうかという意見ということでしょうか。今、子育て相談というのは載っているわけですが、子育て支援センターとしての機能を持って、そこに遊びに来たり、相談に来たりする人からそういった支援ニーズを拾っていくということは一応意識はしていると思うんですけれども。

○八木委員

うまい表現ができないんですが、子育てひろばを開いていても、残念ながら先ほど古山委員がおっしゃったように、分断してるようなイメージがあるということです。ひろばを開いてるから、そこで拾い上げている、それで地域と繋がってるというのではなく、手を伸ばす、なので、もうすこし積極的に何かを仕掛けることがで

きるのではないか、そのあたりを入れ込みたいという感覚です。

- 普光院委員長 ひろばや、いわゆる子育て支援センターというのは、どうしても来るのを待っている立場になってしまいます。それを、来てもらえるように、いろんなどころに出かけてって働きかけたり、出前トークしたり、公園で紙芝居したりして、今度うちに来てねというような、アウトリーチの活動というのは今いろいろなところで、始まってると思います。取っ掛かりはそこで、子どもを連れてきた保護者と話したり、子どものことについていろいろな相談を受けたりする中で、支援ニーズが見つかるということは大いにあると思います。
- それでは、水津委員お願いします。

- 水津委員 私は委員会の不在が続いたので、理念的な話になってしまうのですが、私がこだわっているのは、小金井市の保育行政を民間保育園にシフトしたということ。それをどこかに責任を持って書かなければいけないと私はずっと思っています。ですので、そういう保育行政を進めていくなれば、行政としてどういうことをしていかなければならないかということ、きちんと書かなければいけないと思っているということが意見の中に書かせていただいた1つです。要するに、ビジョンをどうするのかということ、もう少し具体的なものを表明するべきではないかと思っているということ、あと副委員長がおっしゃったその保育の到達点はどこかというお話なんです。それは小金井市において、民間保育園が円滑に運営することで、子どもたちの最善の利益が守られるということが私は到達点だと思ってます。ですので今、質より量の逆、量より質の時代になったので、その質の充実のために、行政としての公立保育園が何をできるのかということが、基軸にならなければいけないと思います。その中に、難度の高い保育の問題とか、今ここに書かれてることはたくさんありますし、八木議員がおっしゃったような家庭においての子どもたちに対する役割って、今までも保育相談や園庭開放など、そういったところでは取り組んでいるはずなんです。ですから、そういうところを、もう少し保育の片手間ではなくてやれるような体制を公立保育園の中で整備するとかあと民間保育園と一緒にやるとかかっていうようなことができるのではないかと、手を伸ばすところになるのかなと思うので、障がい児保育の拡充とはまた別の問題として、その論点はあるべきだなと思っています。

あと、公立保育園は拠点だとか、基幹園だとかという表現があると思うんですが私としては、やはり公立保育園は拠点だと思っています。その拠点であるという考え方の1つとしては、公立保育園は小金井市内の保育園の運営がきちんと行われるような、フォローする立場としての拠点園ととらえて、拠点という言い方がふさわしいのではないかと思います。それは基幹園にすると、どうしても公立園を中心に民間を回すというような表現になってしまうので、そうではなくて、みんなが横に手をつないで、公立園、行政の役割としては、小金井市の全ての保育園の運営がスムーズに行えるよう、フォローの仕事をする認識して欲しい思っているので、その部分がわかるような答申になるといいなと私は思っています。

以上です。

- 普光院委員長 ありがとうございます。

拠点として民間園、地域をフォローするということを考えた場合に、拠点という表現を使うということです。とてもいいような気がします。

私が書いた意見について説明させていただきます9ページ目、小金井市における保育等の現状の素材提供ということで意見を出しております。皆さんこれを見て、

最初のレクチャーのときに出ている情報だと思われるかもしれませんが、実はこれ2024年度版の「充実度チェック」なので、すべてが1年度新しくなっております。これをまた今、なぜ出すのかと言うと、いろいろデータを見ていて、小金井市は、量的なもの、それから、サービスという点では、頑張ってきたところがありますが、一方で、質というところは、周辺の自治体と比較しても遅れをとっていると感じています。その部分、子どもの最善の利益を考えると、質についてもう一度しっかりやってくということも大事なのではないかと考えました。明るい方向での答申をというご意見もありましたが、答申の最初の方で、小金井市を客観的に見た位置というものを明確にして、この答申を読む方にもっと子どものために頑張らなければいけないんだと思っていただきたいと考え、このデータを提供しております。

「100 都市保育力充実度チェック」のデータですけれども、首都圏及び政令市100市区を対象にした調査で、都下は26市中22市を対象としています。入園決定率は、以前ご紹介したのと同様に、都下の他の自治体と比べても、小金井市は大変良い数字を上げています。公立保育園の設置率ということで見ると、都下は大分近寄ってきましたけれども、全体で見ると、かなり低い方ということです。つまり、全認可保育所における公立保育園が占めている率というのが低いということが言えると思います。それと保育園の民営化は、確かに今まで実施していないけれども、100市区で見ると79の自治体がすでに実施しているということとなります。しかし、重要な次の園庭保有率なんですけど、公立園があることで、辛うじて38.6%となっておりますが、これは100市区で見ても非常に低い値で、23区の中央区とか文京区とか、港区とか千代田区、この辺りが10何%という数字になってますので、そこがかなり園庭保有率の平均を引き下げているんですけど、小金井市も都下の中では最低という園庭保有率になっていて、私はこれをととても残念に思っております。ただ、園庭を求めなかったからこそ、迅速な待機児童対策が進んできたということは言えます。

次の、保育士配置基準について、残念なことに小金井市は国基準になっています。1歳児の基準だけ見て比較すると、公立と昔からある民間園のみ5対1を実施していて、新規の民間園等は国基準であるということです。それに対して、都下の22市で5対1を公民ともに実施しているのは16市、公立のみ4市、全園国基準は2市しかない。こういう状況があります。こういったデータのほか、旧都基準というものがございまして、美濃部都政のころに作られた認可保育園の補助制度ですが国よりも手厚く調理員や障がい児の加算や延長保育の加算、そういったものを国より手厚く決めている旧都基準というものがあって、これは東京都はすでに廃止していますが、各市町市区町村で独自の予算をもって継続しているところが非常に都下では目立っております。しかし、小金井市は国基準であるという点が目を引きます。

それから障がい児保育の実施率については、皆さんと共有しておいでです。

延長保育の実施率は前回説明しましたとおり、非常に高く、しかも実施時間が長いということで非常に利便性が高い。

もう1つ私が気になっておりますのは、保育料、0歳児を別にして自治体があるので、ここでは1歳児の保育料にしましたが、1歳児の保育料で見た場合、小金井市が断トツで安い、もちろん今、保育料は無償化される時代ですから、保育料は安いほうがいい、いいことはいいんですけども、財政難とか、そういう問題が生じているのであれば、これでいいのかというのは、私は個人的には思っております。だから、保育料を安く抑えてきたというのは1つ長所でもあるし、もしかしたらそれは、問題提起をしておく必要がある事柄かもしれません。

これらのデータから小金井市の現状として述べられること、待機児童対策に注力し高い入園決定率を実現した、延長保育の実施率や実施時間も平均を上回っており、

利便性の高い保育を実現している。保育料は非常に安くても、2004年に公立保育所の運営費が一般財源化された後も民営化することなく、公立保育園5園を維持してきた。しかし民間保育所の整備量が多かったため、全認可保育所に占める公立の割合は平均を下回る。待機児童対策を急ぎ、民間保育所の整備において園庭を求めなかったため、全民間保育所に占める園庭保有率の割合が平均を大きく下回っている。保育士配置については都下の多くの市が旧都基準で上乗せ配置を行っているが、小金井市は国基準の配置になっており、1歳児5対1での配置も、公立の一部と民間に留まっているという点は指摘をしておきたいと考えています。

すみません、長くなりましたが、私の出しました意見は以上でございます。
お願いします。

○中島保育課長 先ほど普光院委員長のご説明の中で旧都基準のお話がありましたが、確かに小金井市として強制はしていませんが民間保育園に対する補助金で、旧都基準に準じた形で職員を加配する場合は、補助を行うという仕組み自体は小金井市は持っています。ただ、それぞれを実施していただいた園に補助金という形で給付をしており、強制はしていないという部分で補足の説明をさせていただきます。小金井市としては、それを実施していただく認可保育園、民間保育園に対しての補助制度はございます。

○普光院委員長 その補助は、どのぐらいの民間園がご利用になっているのでしょうか。

○中島保育課長 今、手元に資料はないのですが、職員の加配の配置等にもなるので、今職員体制厳しい園が多い中、一全園がその補助を受けている実態ではないということです。

○普光院委員長 そうすると、一定数、補助を受けている民間園はあるということですか。

○中島保育課長 そうです。ただ、旧都基準を実施しようとする、配置基準以上の職員配置が必要になるため、職員体制が公民問わず厳しい中で、従来その補助は受けられた園であっても、今、体制が厳しくてその加算が補助金として受けられなくなったりする園も出ています。あとは、年度途中の職員の入れ替わりも非常に激しいです。離職が年度途中に起こった場合、瞬間的に補助金の加算が取れなくなるというケースもあるということで、お答えさせていただきます。

○水津委員 ですから、民間保育園は大変なんです。人がいれば補助金がつくけれども、いなければつかない。子どももそうで、子どもを預かればつくけれども、子どもがいなければ付かない。だから安定的な運営がしにくいのが民間保育園なので、そのフォローをしっかりとすべきだと思っていて、そういう意味でのフォローだと思っています。

○普光院委員長 積極的に人を配置したいと考えている民間は多いとは思いますが、中には、最低の人数でもいいという考えの園もあると思うので、その辺はどういう傾向になっているのか。離職率、平均給与、人の配置であるとかはどうなっているのか。人の配置が薄いと、仕事が大変になるので、離職率が高くなるということもあります。大体人の配置を潤沢にしている保育園の方が、私が見てきたところでは、ベテラン職員が多いです。しっかりと調べないとわからないこともありますが、いろいろな判断の可能性があるということは押さえておきたいと思います。

○八木委員　　今の委員長が説明された資料は確かに載せて皆さんにお示しすべき内容だと思いますが、1の現状のところ載せる予定ということでしょうか。

○普光院委員長　私からの提案で、合意が取れているものではありませんが、私は、答申をしっかりと受けとめて欲しいと思っているので、そのためには、危機感というものをきちんと表現したいと思います。

それでは、市立保育園の役割についてのところは、事務局からもお話いただいたように保育の質の向上が維持向上を推し進めると表現を変えたということや、私が引っかかっていたのですが、目標と具体的な内容の2つの列が重複していたので、ある程度整理をさせていただきました。骨子案の方ではさらにこれを1列にまとめていて、違う形になっているということを皆さんご確認いただき、骨子案の方に進みたいと思います。

構成案の修正についても、どういう意見が出て、それをどう反映しているかについては事務局の方で資料54で作っていただいています。

これらの修正を加えたものがこの資料55の骨子案たたき台になっているということになりますので、こちらの答申骨子案について事務局から説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長　資料55をご覧ください。

こちらについては、事務局の方で考えなければと思っていただけたところ、正副委員長の方からご意見いただきました。それを踏まえてご相談させていただきながら、構成案を具体化して、こういったことを書き込むべきだということを作った案でございます。そういう意味で、過不足や、今出していただいた資料52にあるような意見、こういう観点、内容を盛り込むべきではないかというご意見もあろうかと思っておりますので、そちらについてご協議いただければと思います。

まずはじめに2にかけては、シンプルにすべき、コンパクトにすべきだという、八木委員のご意見もありますが、初めにののところでは、本委員会設置の経緯と目的、それから、大きいところは、本委員会がどういうふうに設置されてきて設置目的を第1条に定める通りしたということと、その内容は、市全体の保育の質の維持向上に向けた市全体が果たす役割等の明確化となっているのでそちらを書くということですから7月22日第1回で、諮問を受けておりますがその諮問内容の要約ということを載せる。諮問されてるのは3点でございます。そしてこの間、5月まで、1回増やして10回の委員会を予定しておりますが、委員会の実施結果、そしてアンケート、ワークショップ、児童インタビュー等を実施してきたということを盛り込むのがはじめにだろーと考えているものでございます。

それから、1番、小金井市における保育等の現状は、今、普光院委員長からもデータに基づく部分がありましたが、何を達成してきたかということと、その中で不足してきたというか、課題になってる部分についても触れるという考えです。まずは待機児童対策を進めてきた。その中で、入園決定率が高まってきた。ただ、一方では、園庭保有率が低下しているなどの点があるということです。それから保育機能の充実を目指し、長時間保育、一時保育、アレルギー対応、障がい児保育、子ども家庭センター等との連携ということを公立園、民間園がそれぞれ進めてきているという点に触れるということでございます。それから、その中では障がい児保育の実施率の違いという点にも触れることになろうかと思います。その次は保育体制の確立で市立園の配置基準、それから民間保育園に対する補助制度の拡充、育士に対するキャリア形成の支援、都と合同での指導検査の実施などを行っています。ただ一方では、例えば指導検査においては、実際に都と合同で実施できているのは年間3から5回ですので44園ある中では例えば設立以来また指導検査を実施できてない

園があるというような状況になっているということです。それから、保育ビジョンを策定してきた、その中で目指すものを大切にしたいものということが書かれています。またガイドラインを作成して、民間園の保育士の方にも参加していただいて、合同研修を実施してきたということがございます。また、そういったことを(1)の方で触れていくということです。その上で(2)で今後の保育、子育て支援の質の向上に向けてということで、まずは保育ビジョンで掲げられている課題としては、待機児童の状況や、保育の質の維持向上、それから多様な保育のニーズへの対応というのが、書かれておりますのでその要約部分。それから不適切保育や不正の防止ということで、この間、全国的にも起きていますが残念ながら市内でも発生している部分がありますので、様々な不適切事案があり、先ほども一部ご説明しましたが指導検査の実施状況にも触れ、そして③としては地域の在宅子育て支援家庭への支援の状況の現状として、母子保健と連携した切れ目のない支援、子育て支援センターの子育てひろば展開等について現状を解説するというのを考えております。例えば、今日資料が間に合っていないので次回にと思っておりますが、児童館における乳幼児対象事業としましては、市内4館で実施しております、令和5年度で言えば、延べ2万8,000人弱が利用されているところです。そこに公立の保育園の方から、栄養士や保育士等を派遣してということも、園の見学の中で、お聞きになったと思っておりますが、そういった展開をしていくということに触れていくことになります。

(3)の方にまいります。保育と子育て支援を取り巻く問題として、年少人口及び保育園の必要利用定員の見込み。こちらは、新のびゆく子どもプランの方で推計値を出してしまして、児童数は減少に向かっていくということが見えております。こういったことについて書いていく。それから普光院委員長のお話にもありまして、量の拡充から質の拡充ということで、市立の保育の質の維持向上、特にその仕組みづくりが課題になっているということ。そして、取り巻く問題として保育人材の離職、園舎の老朽化、施設連携のさらなる強化の必要や、財源確保の困難などの課題があるということに触れたいと思っております。それから2の国の施策等との関係については、急がれる少子化対策として、年少人口の減少や合計特殊出生率の低下、こども家庭庁の設立といった一連の状況の対応、それからすべての子どもの権利保障、保育の質の向上ということについては、そもそも小金井市は子どもの権利条例を制定しておりますので、そういったことを踏まえた対応やインクルージョン施策などが求められていることについて触れていくことになります。

そして、3、4ですが、今後の議論に関わってくる部分となりますが、まず4つの役割については先ほど委員長にまとめていただいた資料がありますが、まず前段、公立保育園の特性、それから公民の関係についての議論の定義、そして資料53になりますが、役割の部分について、田中委員の意見、普光院委員長の方でさらに見ていただいた役割の位置付けについて、それから4つの役割の表については、このような表の形でまとめていったらどうかというのがご提案でございます。

こちらは前半の部分の骨子案でございまして、これまで出していただいたご意見を踏まえて、修正等、書き足したり削ったり変えたりした方がいいことについてご意見を賜ればと思います。

また、この後、4、5にあたる部分、課題と在り方につきましては、資料52の部分の中で、渡辺副委員長、水津委員、八木委員、古山委員、大前委員から意見をいただいております。渡辺副委員長からは先ほども一部出ましたが、小金井市の保育理念の構築と柔軟な発想と組織運営という2つの課題、そして対応策として、こころつながる保育園の実現といった考え方があること、それから制約条件下での最適解の追求という考え方を指摘されています。水津委員からは中核となる市立園の保育運営以外の人員の配置が必要になるということと、市立保育園の改

修費を役割実現のための人員、保育体制の確保に活用するということを述べられております。八木委員の方では、市立保育園の役割を考えたときに、5園すべての存続とは直結しない。役割に特化した運営に着目するのであれば、スクラップアンドビルドも必要ではないか。その際、PPPやPFIも視野に入れて検討するというようなことを述べられております。古山委員からは、付加的機能のために必要な体制の確保、保育ソーシャルワーカー、地域担当保育士の設置などが提案されております。それから同じく、付加的機能のために必要な公立保育園の配置として、中学校区、園庭保有園、子育て支援、看護師の配置などについて資料をまとめられました。私どもとしましては、例えば一定の面積とか距離とかも含めて、配置については図に落として考える必要があると思っていますところ。そういう意味で、次回に向けて資料の作成等を進めたいと思っています。大前委員からは、3つの課題に対する具体的な対応策と、小金井市に必要な公立園数等の算出をしていただいたところでございます。

説明は以上になります。

○普光院委員長 ありがとうございます。

非常に多岐にわたるご意見を出していただいておりますがまずは骨子案の1、2、3についてはいかがでしょうか。

○八木委員

先ほども確認させていただいたんですが、委員長から出していただいた数字、データというのは、当然、現状として載せなくてはいけないものだというので、保育の現状、1のところに載るような形になるのかなと感じました。当然、そこには不足している部分についても触れるということで①から④がありますが委員長としては、保育料の低下というのは、どの部分に入るイメージですか。載せるべき問題だとは思いますが。

○普光院委員長 この保育料の問題は、やはり課題の方に乗せるものとは思っております。

例えば、財源をどうするという話は、この委員会では、実際のところ、言えないと思っています。どこからか持ってくるのかここ減らせばいいとか、そのような議論はこの委員会ではできないと思いますが、例えば財源ということ考えたときに、いろいろな国が出している補助事業を活用して、例えば子育て支援センターをやれば、そこに配置する保育士の人件費が少し補助されるわけです。そのような補助事業で、公立保育園の役割と一致するものはどんどん取り入れる。確保できるお金は微々たるものかもしれませんが、そういうものの中の一つとして保育料も考えられないかと思ひ、ただ、都が無償化するという話もあって、どうなるのか詳しくはわからないのですが。

○中島保育課長

保育料については前期保育料と後期保育料という考え方がありまして、9月から3月までの保育料を後期保育料というのですが、都がその令和7年9月の後期保育料のタイミングに向けて第1子無償化を実施するという表明をされています。もともと保育料については、国の方では第1子は各自治体で条例で設定した全額、第2子は半額、第3子以降は全額無償化という考え方になりますが、都は先んじて第2子は無償化しております。国では第2子半額のところ、補助を出して、都として独自に第2子無償化を行っており、現状、第2子と第3子は無償化となっておりますが、残る第1子についても都は無償化したいと掲げており、日本全体で見ると違いますが、東京都としては、第2子の無償化に加えて第1子の無償化に取り組んでいるという点、補足をさせていただきます。

○普光院委員長 ありがとうございます。そうすると、市町村は財政的には助かるのですか。

○中島課長 市町村としては、東京都の第1子無償化は、正式に考え方がまだ示されておられません。第2子無償化のときの考え方でご説明させていただきます。保育料は国が国基準徴収額という基本的な考え方を持っております。児童一人に係る必要な経費を大きく見た場合、国基準徴収額、ここは利用者の人から取りましょう。残りを国と都と市で2分の1、4分の1、4分の1負担しましょうと言っていますが、この国基準徴収額の分を保護者から丸々徴収している市はほとんどありません。国基準徴収額は大体10万円ちょっとで設定されていますから、その中で先ほど委員長が引用していたように、人によっては小金井市の場合1万8000円とかになる、その分、残りは市が持ち出しで負担をしています。保育料は各市が条例で設定していますので、国基準徴収額の満額を保護者から徴収していない市は、その取っていない分の利用料は各市が負担をしています。ここについて国と都は負担をしてくれておりません。保育料の考え方は基本的にこうなっています。なかなか難しいんですが、簡単に言うと無償化になれば、私たち小金井市の保育料が安くなった分ですけど、国基準徴収額に準じて東京都が各市町村に費用をいただけるということであれば、市として損をするというようなスキームにはならないということになります。

○普光院委員長 逆に得をするということですか。

○中島課長 得というか、その部分については市が従前負担していた部分が軽減される形になります。ですので、無償化になるからといって各区市町村が負担が増えるというスキームは東京都は取らないというのを第2子無償化の時は示されましたが、第1子無償化についても同様の考え方になるかについてはこれから示されると考えています。

○堤子ども家庭部長 これはすごく急な話で、12月23日の臨時の部長会で説明が行われたところ。報道が先行して、市区町村としても寝耳に水なところがあって、今、保育課長が説明したとおり詳細は示されていません。一方で第2子無償化と同じようになると言っている部分もあります。委員長のおっしゃる実際小金井市として得になるかというのは、現時点では不透明であって、しかも東京都に対する近隣県の目線はすごく厳しいので、予断を許さないという状態なのは言わせていただきたいと思っています。

○普光院委員長 第2子無償化と同じスキームで行われるとしたら、今まで自腹を切って保育料の軽減を非常によくやってきた小金井市としては、その分は助かるということになりますか。というのも、そういった制度が導入されるかもしれないタイミングで、保育料のこと触れても、逆に陳腐になってしまうかもしれないと思いました。

○八木委員 確かに状況が大きく変わると課題自体も変わってくる、今のお話については、伺った限りかなり大きなお話かと思いますが、ここにおいてはまだ不透明な部分があるので、現状としてはデータとして載せるべきではないかと私は思います。この後状況が変わる可能性はあるが、現状ではこうですというような記載はできるのではないかと思います。

○普光院委員長 小金井市がある意味、頑張ってきた部分ですので。

- 八木委員　先ほどの園庭の話もありますけど、これは要するに待機児童の数を減らすことを優先した結果園庭が無い園が多くなったということは、現状として粛々と出すべきではないかと思います。それを市民の方がどう感じ考えるか。ここではデータ提供を行うのがいいのではないかと思います。
- 普光院委員長　この部分については、私としてはやはり答申のスタンスとして大事だと思っているのでそうさせていただけると嬉しいと思います。
- 水津委員　すみません、質問なんですけど以前、民間保育園において、大量退職とかで雇用の不安定化のようところが話題になったことがあったかと思うんですが、子ども・子育て会議でそこをフォローするのは保育課の役目ではないかというようなことを言ったことがあると思います。労働環境がどうなってるのかということ、保育の質だけではなく、保育園で働く保育士のための調査というか、フォローみたいなものも取り入れていかないと、離職率は下がらないし、安定的な認可保育園の運営は厳しいのではないかとずっと思っていました。というのは、小金井市の民間保育園は種類がたくさんあって、色々なところが運営しています。単純に民間保育園というような言い方で私は解決できないという思いがあるので、そこが園庭の保有率の低さも含めてそういうことがあると思っています。
- 普光院委員長　ただ、民間園は運営法人によって経営方針も色々ですし例えば人件費をどのくらい出すか、人をどのくらい配置するとか、どのくらいパートさんを入れるとか、おもちゃをどのくらい充実させるかそういうのはもう経営の範疇になるので、公立の先生が介入するのは難しい。
- 水津委　そういうことではなくて、しっかりとした相談の窓口があるかどうかということだと思っているんです。
- 普光院委員長　今、社会保険労務士さんがコンサルティングの形で保育の世界にかなり入り込んできています。こども家庭庁はそれに対する補助金を出し始めていて、そのような民間の支援みたいなものに少しシフトしてるという現状があります。私はそれでいいのかなと疑問は持っていますが、そういう社会福祉法人や非営利法人など、経営に慣れてないところには、社会保険労務士がコンサルとして入ってきているという現状があります。
- 水津委員　わかるのですが、保育の現場で風通しとか保育環境がどうなのかということはやはりすごく大事だと思います。
- 普光院委員長　質については人の配置と切り離せない。人の配置がやはり潤沢な方が質が上がるとは思いますけど、公の関わり方としては、やはりアウトプットを見て、このような体制はよくないですよとか、助言するしかない。不適切保育が起こったり、あるいは補助金の不正があったり、これはもう論外ですが、指導するのは行政の仕事になります。公立保育園が地域で連携していれば、異変に気づくということはあると思いますが…。
- 水津委員　前にそのような事案があった場合には相談していただければ、ということの中島課長がおっしゃっていたと思うんですが、そういうルートが必要ではないかと思いま

す。

○普光院委員長 保育課が相談に乗ることはすごく大事なことだと思います。それは公立保育園の役割というよりは、行政の役割としてですね。

○水津委員 私は方針としては公立保育園の役割というよりは、保育行政の考え方として、その部分がなければ民間保育園をきちんと運営できないと思っているので、その辺はどうなのかなという質問です。

○渡邊副委員長 前回の宿題では序論のところ始めて全般的な変更と、4章と5章についてご意見くださいという宿題だったかと思います。今話してるのはどこにあたるのでしょうか。

○普光院委員長 今、議事の進行として1、2、3の骨子案についての確認で止まっている状況です。

○田中委員 この間、意見提案シートにも募集停止園の保護者の方のご意見というのがあって、小金井の現状として、この委員会の議論とするのはなかなか難しい部分もあるんですが、現状、そのような募集停止があるという経過は書いておいたほうがいいと思います。書かれる予定かもしれませんが、それが「はじめに」なのか「小金井市の保育の現状」のなのかわかりませんがしっかりと拾っていくという意味では位置付けていただきたいというのが私の意見です。

○普光院委員長 それに対して何かコメントするというより、そういう事実があったということに触れるということですね。

○田中委員 そうです。現状としては深刻な問題だと思うので。

○古山委員 若干関連するところではあるのですが、1番の(3)番の③の取り巻く問題のところ、保育人材の不足というところがあってこのはじめにも専決処分と判決から始まるわけなんですけれども、今実際裁判の判決はあったけれども、不安定な状況という下に段階的縮小は粛々と進んでいるわけです。今の採用計画も、この段階的縮小を前提とした採用計画になっていると私は認識をしているので、違ったら指摘をしてください。保育人材の不足というところが、一般的な国全体での保育士の不足というところと、小金井市の今のこの状況だからこその保育士の不足という、私は大きく2つあると思っています。これを課題に入れるのか、どこまで書くかについてはまた別途になってくるかとは思ってはいるんですが。

○八木委員 厳しい言い方をしてしまうと、不足と取るか現状の定数と取るかというのは、書き方によって違ってくるのではないのでしょうか。もしかしたら再度募集がかかるかもしれないから不足と取るわけであって、現状だと不足ではないというのが行政の言い分だと思います。

○古山委員 ③の保育人材の不足は、ではこれは社会的な不足ということですか。

○堤子ども家庭部長 まず採用なんですけど、小金井の保育がどう見られてるのかというのは応募に影響があるかないかというところは、難しい部分だと思いますが、今の採用数は今の段階的縮小によって減らすという段階では元々ないです。今で言えば、0歳児、1

歳児、それから新年度だと2歳児の募集が停止されている状態ではありますが、それが市立保育園5園に必要な保育士の数には影響していません。ただその上で、応募が思うように、特に任期付の部分が埋まらないという意味で欠員が生じているという状態です。その上で、市全体の保育の質の維持向上のために、諮問としても小金井市の役割としても行政の役割と公立園の役割と分けて具体化することなんです。その行政の役割部分をどう書くかというのは、今はっきり決まってるわけではありません。考えようによっては、5のところでの在り方として書いた上で、さらに行政としてはこういう努力が必要だ、こういう取組が必要だ、とするのが書きやすいのではないかと考えては持っておりますがいや、ここに書いてあった方がいいのではないかと、と言ったご意見も委員会でもいただきたい、また皆様でご議論いただく部分かなと思っております。

あと、普光院委員長に出していただいたデータ等については、答申の本文では結論の部分を書いて、分量的には、資料としての扱いにはなろうかなと思っております。

- 八木委員 現状の部分に関しては言葉で説明するだけという感じですか。詳しいデータについては後ろ見て下さいみたいな形になりますか。
- 堤子ども家庭部長 どれぐらいにまとめるのかは書いていく中でのことになりますが、小金井が高いとか低いとか、そういうことを文章化した上で詳細は後ろに載せるという扱いはあると思います。
- 大前委員 いくつかいいですか。ちょっと前後するかもしれないんですが、1番の(2)の①多様なニーズへの対応のところの課題のところに、医療的ケア児、発達障がい児の増加による支援体制の強化と整備を追加していただきたいと思います。
- 普光院委員長 特別な配慮が必要な子どもの支援のところがそれにあたります。どう表現するかというのはいろいろと難しく課題がありますが。
- 大前委員 対応ということだとどこまで対応してくれるのかというところが私には不明確に感じたので、この言い方を変えるのであれば、グレーゾーンとか障害とかという言葉は使わないのであれば、支援体制の強化としっかりとした整備をしていただきたいというところで、対応だと、頑張ったけれどもやらなかった、できなかったという形にはして欲しくない、強化と整備をする、整えるというところを入れていただきたいと思います。
- 水津委員 ここは課題なので、こういう課題があるという書き方では不十分ですか。
- 古山委員 整備ができていないということが表現されていないということですよ。
- 渡邊副委員長 ここにはないけれども、それは4章に入るものではないですか。
- 普光院委員長 4章と5章はこういう役割を持った公立保育園を今後どうしていくかというときの課題なので、細目は入ってこないと思いますが公立保育園の役割を規定した場合に、何が課題になるのか、そしてその解決の方法はどうするのかというのが4章、5章になっていくと思います。保育ニーズへの対応が必要になってますということここには書く。それに対するアンサーがこの公立保育園の役割で、さらにこの

公立保育園の役割を実現するための課題とか展望が4章、5章になっていくという状況です。

- 古山委員 この特別な配慮が必要な子どもの中に、今、大前さんが言ったような医療的ケア児とか発達障がい児が含まれているという理解であっていますか。
- 普光院委員長 役割2の、難度の高い保育を率先して担う役割のところに配慮を要する子ども（障がい児、医療的ケア児）と入っています。これと対応していかないとまずいですね。役割と対応させないとわからなくなります。
- 八木委員 (2)の課題のところですが丸ポチの2個目の幼保小連携に学童を入れてください。市内保育施設などとの幼保小連携の中に学童もできていないのが課題だということです。
- 古山委員 保育園の子どもたちはそのまま学童に行くので、やはり学童との連携は私も必要だと思います。
- 普光院委員長 これは保育の質の維持向上の括弧書きですから、少し難しいと思いますが、それは課題であることは間違いない。どこに入れるかが難しいですが。
- 八木委員 ただ、保育園の子どもたちはほぼほぼ学童に行くわけですから、そことの連携はきちんと考えていく必要があると思います。保育園はよかったけれども、学童は全然駄目になってしまうと困ってしまうという気がします。
- 古山委員 両方児童福祉ですから。
- 田中委員 学童の連携は質の向上に繋がる部分ではあると思います。
- 普光院委員長 保育・子育て支援の質向上に向けてと(2)のタイトルを直したのですが、どうしても主体が保育になっています。保育・子育て支援の質の維持向上としたら、その中に学童も当然入ってくると思います。つまり今言ってるのは、(2)の①の黒ポチの2ですね。今言っていた幼保小連携が入るところに学童保育との連携を足すということですが、この括弧の前の保育の質の維持向上ってなってるのを保育・子育て支援の質の維持向上にしたらいいいのではないかと思います。
- 水津委員 ただ、私の認識でいくと、ここでは、保育の質向上のために、幼稚園とか保育園の子どもたちと小学校が連携することがすごく重要だということが書かれてるのだと思います。八木さんがおっしゃるように確かに学童保育も保育園を卒園したら、その翌日には、子どもは学童保育に直接行くことになります。そう考えると必要だとは思いますが、制度上、そこにある必要あるかという点についてはわかりません。
- 八木委員 具体的にどこに入れたらいいのかわかりませんが、大きな大きな課題の1つとしては、いろいろなところとの連携とかネットワークが足りていないところが課題なので。どこかに入れるということで考えていただきたいと思います。
- 渡邊副委員長 このところに、子育てということは入りませんか。

- 水津委員 公立保育園の在り方と考えると、どうでしょう。
- 渡邊副委員長 公立保育園であれ、民間保育園であれ保育理念として子育てということはあるし、小金井の長期計画の中にも2つも子育てという言葉が入っています。そういう環境を整えるという意味ですが、いかがでしょうか。
- 普光院委員長 保育所保育指針は子どもを主語にして書かれています。つまり子どもが自分で育つんだと保育所保育指針には以前から書かれています。子ども主体なんだということは保育園ではずっと考えられてきたことなので、もちろん子育てと表現して、それを強調するという考え方も大切なことですが、今ここで、それを入れてしまうと話がより分かりにくくなってしまう気がします。ここでは公立保育園、あるいは小金井市の制度としての子育て支援や、子育て支援の制度上の現状、課題というように書き方はそろえていったほうが良いと思います。
- 渡邊副委員長 小金井市の長期計画資金の中に、子育てという言葉は2か所も入っています。従来の取組との関わりで残すのはどうでしょう。「学育」という考え方のことを言っているのですが。
- 普光院委員長 理念的な話を書く部分があれば、それは書いてもいいと思いますが、どこに書くのが良いか。
- 渡邊副委員長 序論に書くということではいかがかと思っています。
- 八木委員 皆さんの話を聞いていると、ここに学童の話を入れ込むのは難しいかもしれませんが、どこかには入れて欲しい。将来的には学童との連携も視野に入れたい、というような形で入れていただけるといいと思いました。
- 堤子ども家庭部長 多様なニーズへの対応のところで書き方を考えたいと思います。というのも八木委員に不十分と言われると、それは受けとめるしかありませんが、ただ我々もやってないわけではないのです。この間、学童保育に通う子どもたちが増えていく中で、連携を増やしてきた部分も我々的にはありますので、それをやってきた。ただ、引き続き、今以上に課題である、充実が必要であるという考えは持っています。先ほどの医療的ケア児についてもそうですからたき台をつくるにあたって、より必要であるという点について書き方を、考えたいと思います。
- 普光院委員長 それでは、少し検討しましょう。
それでは、裏面の3市立保育園に求められる4つの役割のところの(2)の公民の関係についての議論の整理。表の一番下の枠です。「民間施設がそれぞれに創意工夫をもって運営されており、そのあり方は多様である」という部分は、民間は多様なだけではないというご意見がありましたので修正しています。その他、少し気になっているのは、1の地域の連携、保育の質の維持向上を推し進める役割のところの保育所保育指針、小金井市保育の質ガイドラインに準拠した保育をみずから行い、小金井市の保育の実践モデルとして存在するという書き方をしていますが、何度もスタンダードがいいというご意見をいただいています。ご意見が出ているので、このままではいけないかと思って少し気にしていますが、実践モデルというのは、特に高い低い真ん中とか位置付けをするものではなく、実践している1つのモデルと

ということで、それがすばらしいモデルであるとかそういう意味ではありません。スタンダードとは保育所指針やガイドラインに準拠しているものという意味だと思いますが、実は保育所保育指針とガイドラインに完全準拠をするということはかなり大変です。自ら行って実践モデルとして存在するという意味で、表現するのがいいかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○大前委員　　今の保育所保育指針、小金井市保育の質のガイドラインに準拠した、スタンダードな保育を実践するとともに、教育機関等と連携し先進的な保育の実践モデルとして存在する、とすると、最低ラインを含めて、理想的な実践モデルとしても成り立つのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○水津委員　　それは公立保育園がということですか。

○大前委員　　そうです。大学と連携したり、新しいことを取り入れて研究対象としてデータ取ったりということも、民間園がやるよりはやりやすいのではないのでしょうか。

○普光院委員長　　大学との連携は新しい要素なので、ここで入れるのはどうかと思います。

○水津委員　　それを公立の役割と言いきっていいのかどうか。別に私立であってもいいものではないのでしょうか。

○普光院委員長　　行政の役割かなとも思います。保育園が学校法人と組むというのはなかなか難しいところなので。

○大前委員　　医療の方ですけれども、自治体で結構データを取ったりして、新しい取り組みをしていることもあります。

○普光院委員長　　それは自治体がやっているもので、公立保育園がやってるわけではないのだと思います。その辺のことを入れ込むと、やらなくてはいけないことになってしまいます。かなりボリュームが大きくなっているのです、よくよく厳選したほうがいいのではないかと思います。特に大学とか高等教育機関との連携というのは、行政の役割として対応いただいた方が良いのではないかと思います。

○尾高委員　　私の子どもの話をすれば、小学生の時に学芸大の教授にお世話になった経緯は、学校の紹介でした。紹介、連携などは行政と公立がともに歩んで担うとか、率先して繋げるということではできると思う。その時に求められるのは大学との win win の関係。それが無い限り難しいと思うので、そこも踏まえて行うのであれば紹介や必要などところへの連携は、役割のこれからの課題ということなのだと思います。

○普光院委員長　　私もこれまで関わってきた自治体で、自治体自身が動いて大学と連携するよう、頑張った例もありましたが、今はそれほどできていないのではないかと思います。

○古山委員　　先進的な保育を1番の保育の質の維持と向上の向上の中に含めようと思ったら含められるかもしれませんが、この1番のところと言わんとしていることとは少し違うと思っていてもし入れるのであれば先ほど堤さんがおっしゃっていたような、行政としての役割をまとめるパートで、小金井市の1つの特徴として大学も含めた色々な機関でモデルを作っていくということであれば入れられるのかもしれないと

思いました。ただ、1番ではないかとも思いました。

- 大前委員 先進的な保育という言い方が少し言いすぎてしまったかもしれませんが、ただ大学で発達心理学も勉強している中で、私が見ていた子も見てもらったりしていたのでそういう症例のケースを勉強会や合同研修等で保育士に返すっていう形での連携はできたりすると思う、データを取るとかではなくて。
- 普光院委員長 そのような試みを行政の方に役割として要望していくというのはいかがですか。
- 尾高委員 行政がお膳立てをし、行政に用意してもらい、例えば白梅学園や学芸大学の教授さんと連携を取ることでは。
- 大前委員 障がいがある子だけではなく、保育とか遊びをとおして新しいモデルは出てくると思うんです。そのようなことを学び合いの場で共有して、公立園も民間園も含めて、新しい保育の仕方わかったものを共有して返すという場で先進的な保育という言い方だと少し進み過ぎてしまうのかもしれないのですが。
- 普光院委員長 例えば小金井市の保育の質のガイドラインの改定を提案していた方もいらっしゃいましたが、そういう時に大学の先生を委員としてお招きすればよいのではないかと。そのような関係ができるとその後知恵を貸してくださいとお願いし易くなる、そのような段取りを踏まないといきなり公立保育園自身が、働きかけてやろうというのは雲をつかむような話になります。少しこの話は外れてしまいましたが、そのガイドライン改定をしようという気運になるのであれば、保育学の先生をお呼びして学ばせていただくという取組自体はとても良いと思います。
- 古山委員 今の話は、1番の2つ目の丸ポチの学び合いの場を作ったりというところに包括されると思いました。その学び合いの中に、新しい遊びとか多分学び合いがすごく広くて、どこまで具体的に書くのか。具体的にすればするほどどんどんたくさん入りたいものというのは出てくるし抽象的にすればするほど、何を言っているかよくわからないというのはあるので、すごく難しいところではありますが、今言わんとしていたことは入っていると思います。
- 田中委員 一ついいですか。委員長の気になさっているところは、この実践モデルという言葉が、ものすごく理想で公立が良くて民間が、ということに繋がるのではないかと。この点を気にしているということであれば、それは、保育の在り方を示す「1つのモデルとして存在する」としたらいかがでしょうか。「1つのモデル」であって保育のモデルはいろいろあると思います。スタンダードという言葉を使い換えているわけですが。
- 普光院委員長 もしスタンダードという言葉を入れたほうが良いという意見が多いのであれば、私は構いません。小金井市の保育のスタンダードとなる実践モデルとして存在する、でも構わないし、私もスタンダードという言葉は随分昔に使っていました。逆に自分自身で、もういいかなという気持ちもあって、今回使うのを避けたのですけれども。
- 田中委員 スタンダード化というと、それを押し付けるようなイメージがあって、均質なものを小金井中でやりなさいと捉えられるのではと思うので、個人的にはスタンダー

ドという言葉は好きではないです。

○普光院委員長 そうすると、小金井市の保育の1つの実践モデルとして存在する、ということではどうでしょう。

○堤子ども家庭部長 大学との連携については、地域全体で保育の質を高めるために、行政としてもどのような取組ができるかということだと思いますので、スタンダードという言葉も含めて、少しその辺はこの後考えたいと思っています。

○大前委員 4、5に行く前にどうしても追加してもらいたいところがあって、1の(3)の一番下の、のびゆく子どもプランの推計値で児童は減少へというところへの追加として、医療的ケア児、発達障がい児の増加というのは、実際に、データで出てるので、児童数は減少してるけどもケア度が高い児童が増えてるというところを問題として、1つ追加していただきたいと思います。加配に関わってきたりする部分があると思うので。

○水津委員 私は個人的に保育の量からの質の拡充のところはその辺の対応というのが含まれるのではないかと考えていて、ここの1のところは子どもの数は、単純に数が減ってるので、まず1回そこを言わないと、論点の根拠がなくなってしまう。論点のおっしゃることはよくわかります。そういう子どもたちが増えているから、定員が割れているからといって別に楽になっているわけではない、当然そうだと思いますが、だからこそ、質の拡充が必要というところに繋がってくると思っています。

○渡邊副委員長 実際増えているのでしょうか。昔からあって、それに気づけるようになったということではないでしょうか。実数として増えているのか、認識された数が増えているのかの違いが気になったのですが。

○大前委員 通園級とかに通ってる子たちが、ADHDだと10年前の6倍、学習障害は10年前の5倍になっています。

○普光院委員長 認知数が増えたのか、何らかの原因でその障がいの発現率が上がってるのかは、きちんとした研究はないと思います。

○尾高委員 昔より障がいに対する認知度が高くなっているということはあると思います。

○大前委員 隠すような文化から、支援体制も変わってきて実、実際に支援してる実態数が増えているので。

○普光院委員長 原因はともかく支援が必要なお子さんは増えてるということです。

○八木委員 役割のところの1の2個目、あれだけいろいろここで議論したんですが、専門性を活かした支援指導を行う、行政が作った文章だなと思いますが、指導ではないのではないかと、これだけここまで議論重ねてきたので。

○普光院委員長 指導という言葉を取った方が、いいということですね。

○古山委員 言葉遊びみたいになってしまうかもしれませんが、この支援の中に指導も含まれ

てると私は思っていて、例えば、新しい園、まだ経験が浅くて、本当に知見が欲しいという園に対しては、指導になるんだろうし、その求められる支援の内容によって、多分変わってくると思うので、ここでは支援の 1 つだけでもいいのではないかと思います。

○尾高委員 実際その民間園の方から巡回支援はいらないとか、いろいろ意見書で意見が出されているわけで、そういう民間園と公立園がお互いに必要性を感じた場合のケースではないのでしょうか。

○普光院委員長 私はそうは思っていないです。公立保育園は行政機関だと私は位置付けているので、行政機関が地域の保育の質に責任を持つために、公立保育園が支援しながら、何か気づきがあった場合には、取り締まるということではなく、公立保育園が地域を支援しながら行政機関の 1 つのアンテナとして機能し、必要があれば行政が指導するということになっていると思っています。

○水津委員 地域の保育の質のためのフォローということではないですか。

○尾高委員 私はフォローという言葉であればよいと思いますが、指導という言葉は何か先生が子どもに教えるというように聞こえます。

○普光院委員長 児童福祉機関は指導検査を受けることになってる。それが今、規制緩和されてるので、東京都の実施率もとても低い状態ですが、もっとしっかり指導検査をしないと、認可外の保育施設ではありますが、死亡事故が起こったものの中には、どうしてももう少し厳しい指導ができなかったのかという検証委員会を私は体験してますので、単に対等な関係の中で民間が指導されるのはおかしいというような議論ではないと思っています。

○八木委員 小金井市はこれだけ民間園をふやしたからには、覚悟を持って、ビジョンを持つべきというお話がありましたが、その中に当然この話も織り込んでいこうと思えばできるのではないかと思います。

○水津委員 提出した意見の中で書いたと思うんですが、そういうことをするために人が必要であればそこに回さなくてはいけないのではないかと、書いたつもりです。

○普光院委員長 民間園に対して公立保育園が指導する立場ではないという考えは共有されているかと思っています。その上で、今のお話は巡回支援指導を実施する人材育成につなげるというこの最後の部分についてかと思いますが、実際、巡回する人材は公立保育園の保育士とは限らない、公立保育園という職を離れて、例えば行政に入って、保育課の一員として、保育をよくわかっている現場経験者が回るということとはよくあることです。そういう人材育成につなげるという意味でここに入っているということです。

このあたり、いただいたご意見も踏まえ、改めて整理したいと思います。

それで、私が提出した図の説明をさせていただきたいと思いますが、カラーで刷っていただいたのは、この青色のところは行政機関の系統を表していて、小金井市全体の連携機関の様子と、地域や各ブロックごとにどういう連携関係があるかということを書いて、そこに公立保育園の 4 つの役割、タイトルだけですけれ

ども、入れ込んだ形で、民間保育園と対等な形で見えるように、書いています。もう1つ、これも大事で、古山委員から出していただいた地図がありました。ああいうデータがないと例えば、地域ごとにどれだけ人数がいるとかあるいは児童館や子育て支援センター、公立保育園、民間保育園がどのように分布してるかということが見えないと配置の話ができないのではないかと考えていますがその地図を作るのは非常に難しいと。

○堤子ども家庭部長 難しいということではなく、時間がかかるということです。今回古山委員から出していただきましたが次回に向けて、事務局として用意する必要があると考えています。

○委託事業者 配置については、次回以降また議論なるとは思いますが、その時の議論に資するような資料、図面等を用意したいとは思っております。その際には、古山委員や大前委員からのご意見等も踏まえながら、検討に資する情報を入れたこういう類の資料は事務局から出していただかないと、委員が各個で作るとするのはどうかと思いますし、資料とする場合にはデータの出典もしっかりと出す必要がありますので、公開されている確かなデータを基にして議論することが大事だと思いますのでよろしくお願いたします。

○古山委員 その時に可能かどうかということも含めてなんですが、この諮問の中にある近隣自治体や市町村というところで、西東京市については、委員長からいろいろお話をお伺いしていますが、西東京市の状況も知りたいと持っていますが、まず小金井市のデータは欲しいなと思うんです。私もこれはホームページ見ながら、ひたすらポチポチやっていて、時間も労力もすごくかかって、大変なのは承知の上でなんですけれども、もし可能であれば近隣でそういうのを出してるところがあるのかもしれないとは思っていて、何か比較になるようなものがあつたらいいのかなと思っています。ただそこは優先順位なので、まずは小金井市のものがあると良いと思います。

○普光院委員長 西東京市が、5つの基幹圏に西東京市全域のどこから人が来てるかというのを調べて、図にしています。これで見ると、やはり近いところからしか来てないのです。今度基幹圏は9圏に増えるわけですけども、西東京市はどういう風に人が来ているのか、1キロ圏内なのか。2キロ圏内なのかを調べています。

○水津委員 合併してできた西東京市と小金井市だと、市の形も大きさも違うので、小金井市についての検討なので小金井市の実態を見ながら、必要なことを考えたほうが私はいいと思います。

あと、最後に本当お忙しいところ申し訳ないのですが、現場の公立保育園の保育士さんのご意見というのはいかがなものなのかということは伺うことはできないでしょうか。

○普光院委員長 事務局、どうでしょうか。ここで話し合っている役割について、実際に現場で働いている保育士の方たちに聞いていただくというのは。

○堤子ども家庭部長 考えたいと思いますが、今、保育園は繁忙期にあたっており、次回の3月13日の委員会に間に合わせる中、一定の回答率がないと意味がないとも思いますのでこの後、正副委員長へ相談させていただいて、設問数等、現場の負担がなるべくない形で実施するということでお任せいただけるのであれば園長先生方にも相談して

やってみたいと思います。設問についての基本的な考え方については、委員会で協議してきた役割についてそれを実現するにはどういう課題があるか、例えば人員とかノウハウ、それからその課題をクリアするためにはどのようなアイデアがあるかとか、今すでにやってることがあるのかとか、そのようなことを聞けたらどうかと今思ったので、そのあたりで整理したいと思います。

○古山委員 確かに回答数が多ければ多いほど、それは理想だと思っておりますが、まずスモールステップで、次の園長会のところで、もうすでに共有されているのかされていないのかも私にはわかりませんが、共有していただいて、違和感があるのかなんかということについて現場の公立保育園で働いている人の意見はいただきたいと思っています。

○普光院委員長 ありがとうございます。この後、まだワークショップの話をしなくては行けないのです。

それで、また、次回に向けて皆さんから意見をお寄せいただきたいと思っておりますが、そこで私が思っているのは、ご意見を書いていただくときに、既に書いてあることを繰り返し繰り返し書かれてる場合が多いんです。そうではなく、例えば、骨子案であれば、このページのこの部分をこう直したいとかここにこういう要素を新しく入れたいとか、直したい部分に絞って書いていただく、全部を総合的に書き直すということではなく、今、出ているものを土台にさせていただいて、この何行目のここにこれを入れたい、あるいは、ここにこれが足りないのではないかとといったご意見がいただけるとありがたいです。

そうしましたら、骨子案をワードデータで事務局から送っていただき、それに対する修正等のご意見をいただきたいと思っております。

○渡邊副委員長 以前、委員会で申し合わせたと思いますが、委員会に委員が出す資料はA4、1枚にするというお話だったと思います。それから、できるだけ約束の期日までに出すということ。A4 1枚で意見が収まらないということはあろうかと思いますが、僕も今回、出しましたが、結構長く書いて、A4 1枚に収めるのにとっても苦労しましたが言い足りない部分については、私は行政止まりということで、私の意図はこうだということを別に文章にして提出しました。

皆さんにはその点をお願いしたいのと事務局に対してもお願いがあって、資料を作るときには、ページNoを振っておいてください。ページが入っていないと見る場所がわかりませんので。

以上です。

○堤子ども家庭部長 意見聴取については、フォーマットを考えさせていただいて、明日、前回の意見聴取と同じであれば、土日を挟んだ月曜日ということで24日、祝日ですがその月曜日を締め切りとして、修正の意見をいただけるように考えたいと思っております。

○古山委員 私事で本当に申し訳ないんですが来週、出張で不在で100%できないことが、現時点でわかっているので、できれば、締め切りを26日ぐらいにさせていただけると大変ありがたいです。

○普光院委員長 なるべく事務局の事務効率が上がるように、委員の皆さんもご協力いただけることが大事だと思いますが、それでは26日を締め切りとしてできる方は早めにご提出いただくということでお願いします。

- 尾高委員 意見聴取の確認ですが、資料5 4と5を照らし合わせながら、今日、協議したものの修正案だったり、また4、5に記載したい内容がある場合にはそこも合わせて、最大A 4、1枚で提出という形でよろしいでしょうか。
- 堤子ども家庭部長 はい。回答の書式についてはこちらで考えたいと思います。
- 大前委員 今まであがってきた4、5の部分を先に入れておいていただけると、こちらも追記しやすいのですが。
- 普光院委員長 4、5に関してはこれまでそれほど触れられていないので、特に5に関してはほとんど協議できていない状況なので。
- 堤子ども家庭部長 4、5に関連して、今回、5人の委員から意見を寄せられたと思っています。その内容は資料5 2に入っていますので、その上で、もう少し具体的にとか、それを4に書くのか5に書くのかという書き分け等について寄せていただけるとありがたいです。
- 普光院委員長 それではそういう形で、ご協力をお願いいたします。
- 堤子ども家庭部長 恐縮ですが資料5 7は協議というより、ポイントだけ触れさせていただいてよろしいでしょうか。
次回、もう少し詳しい内容についてご説明したいと思いますが、今回は頭出しの話しとなります。第2回市民ワークショップを4月6日に実施予定です。前回は9時半から12時半で実施しましたので、実施時間としては同じイメージで考えております。また会場の方も第一回と同様、こちら市役所本庁舎3階の第一会議室での実施を考えているところです。あと、ポイントとしては、参加者の募集について、公立保育園の保護者、それから民間保育園の保護者、それから一般の方10名ずつの合計30人で考えており、前回参加した方にまずはご案内することを考えています。その上で、定員に届かない部分について、7月に実施したアンケートでご連絡先を聴けている方にご案内を行いたいと考えています。詳細は次回の方でご提案させていただきますのでご協議いただければと思っています。
以上です。
- 普光院委員 ありがとうございます。
- 大前委員 一応確認させてもらってよいですか。次回に向けて、配置の資料を作っていたんだけどのにあたって、私が障がい児がどの辺に何人ぐらい通ってるのかとかデータが欲しいと役所に依頼した際に、資料化するには委員会で話し合っ、どのような資料が欲しいかということについて相談してくださいと言われてたんですが、そこまで話し合う時間がなかったのどうすれば。
- 普光院委員長 出していただく意見の中で、このようなデータを出して欲しいと書いていただければと思います。
- 大前委員 わかりました。
- 堤子ども家庭部長 その上で、ご意見いただいたものをすべて出すということではなく、絞り込

む必要もあると思うので、その資料が必要だと考える理由、目的等もあわせて書いていただきたいと思います。

○普光院委員長 それでは、その他ということで今後の日程について事務局からお願いします。

○堤子ども家庭部長 事務局から2点あります。

1点は今後の日程についてで、次第に出ているとおりの日程で、あと3回の検討委員会の実施となりますので、ご確認をお願いします。

それからあともう1点をご相談でして、意見提案シートの取り扱いについて、もちろんお寄せいただいた意見提案シートは委員共有するものだという認識ですが、今回、昨日ご提出いただいたものもございました。そうするとなかなか共有が大変だと思っていて、一定の締め切りを設けてそこまでに提出いただいたものは次回、締め切りを過ぎて提出があったものは次々回の委員会で共有という形にさせていただきたいと思っています。どちらかと意見提案シートは当日、この場を出していただくのが多い、ただ、当日書き入れない方もいらっしゃると思うので、例えば翌日とか翌日を締め切りとしてそれは必ず次回の委員会で共有する。それ以降にお出しいただいたものは、もちろん意見提案シートとして扱うのですが、次々回の委員会での共有になることもある、とさせていただきたいのですがいかがでしょうか。

○古山委員 私が仮に今日、木曜日の夜に傍聴来て二、三日というのは結構きつくて、木曜で土日挟めばいけるかどうかという感じなので翌日、金曜日の締め切りは少しづらい。

○堤子ども家庭部長 今のご提案だと、委員会が木曜日だとすると、土日を挟んで月曜日であればということですか。

○尾高委員 締め切りを決めたいってことですよね。

○古山委員 1週間ぐらいだと私は現実的かなとは思いますが。

○普光院委員長 それでは1週間にいたしましょう。

○大前委員 意見提案シートについて、もう1点先ほど聞けなかったのが伺いたいんですが、委員長からあった誹謗中傷があったので公開しませんでしたというのはわかったのですが、その誹謗中傷はどのような内容だったのかというのは、委員の人たちは把握しなくていいんですか。

○普光院委員長 それをやってしまうと、せっかく皆の目に触れないように、収束しようとしているのに、意味がなくなってしまうと思うんです。私が勝手にそういう判断するのはひどいみたいなご意見もありましたが、そういう判断はやはりある程度任せていただかないと、何でも皆で相談してしてしまうと、本来漏らさないで留めおこうとしていることが、漏れてしまうということにもなるので、そこは認めていただきたいと思っています。雑感として伝えさせていただくとすると、一言多い。その一言がなければという。

○古山委員 私も、自分が個人攻撃されているものを見る勇気はないので、そこは判断していただいて伏せていただきたいです。私は一方で、その一言以外にとってもいいことが書いてあったらそれは見たい。だからそこをわからないで、それが余りにも散りば

められてたらそれはちょっと全体的に伏せたほうがいいのかもかもしれませんが。

○渡邊副委員長 2つあると思います。

個人が攻撃されている情報がネット上で公開されて炎上する、個人攻撃があったというのが1つ。

もう1つは、書かれた人が名誉毀損だと裁判をおこすということもあり得ると思います。

○大前委員 全体への公開ではなく、委員の中で内容は共有しなくていいのかということなのですが。

○普光院委員長 そこを、私は委員長権限で認めていただきたいと思います。内容についてまた話しあうことは二重に傷つけることにもなりかねないので、そういうやり方はしないほうが良いと思います。私自身、これを言い出した最初的时候、私に対する激しい批判の言葉がありましたが、それは公開させていただきました。私がそれを止めると私が自分に都合悪いから止めたんだろうと思われると思ったので、私に対する批判が痛烈に書かれていたシートに関しては公開しました。お約束させていただきましたけれども、絶対に個人の都合で決めたりはしません。だからそこは信頼していただきたいと思います。お願いします。

○古山委員 私がさっき言いかけたのは、公開してくださいという話ではなくて、それ以外のところでもし必要な有益なものがあったら、そこだけはどうも思いつつ、ではどこを削って、どこを残すかという判断でまた色々な突っ込みが入ったりするのであれば、そこはお任せしたほうが良いのではないかと思います。

○普光院委員長 傍聴の方々も1行でも書いてあったらそれは駄目なんだというルールを前提に書いていただきたいと思います。それででは、そのようにさせていただきたいと思います。

以上ですべて終了いたしました。これで会議を閉じて散会したいと思います。ありがとうございました。